平成２５年（フ）第１２４号
愛知県稲沢市矢合町秋葉屋敷3596番地　ＤＵＰＬＥＸ晃105号、住民票上の住所愛知県稲沢市矢合町371番地
債務者　前野　里香
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１２７号
愛知県一宮市北小渕字勝幡127番地１ビューパレス北小渕602号
債務者　髙木とみ子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１２８号
愛知県一宮市北小渕字勝幡127番地１ビューパレス北小渕602号
債務者　髙木　　優
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１３４号
愛知県一宮市時之島字寺前37番地１
債務者　木下健作こと　李　　建祚
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４１号
香川県丸亀市中津町515番地２
債務者　中川　玲子
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第４２号
香川県丸亀市中津町515番地２
債務者　中川　明美
1　決定年月日時　平成25年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１７号
福岡県大牟田市大字吉野798番地６
債務者　髙見　理恵（旧姓定方）
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第１８号
福岡県大牟田市宮原町２丁目192番地
債務者　山口　洋司
1　決定年月日時　平成25年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第１４号
佐賀県小城市三日月町長神田777番地８
債務者　長倉　聡美
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１０号
神戸市東灘区向洋町中７丁目２番地の２304号
債務者　佐藤美佐枝
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３６号
神戸市兵庫区五宮町13番16号
債務者　渡邊　春美
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４１号
神戸市東灘区森北町３丁目４番７―205号
債務者　堂園紀代美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４３号
神戸市北区筑紫が丘２丁目22番地の20
債務者　吉田　　剛
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６号
兵庫県豊岡市泉町17番６号
債務者　大津　芳治（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第２１３号
北海道苫小牧市明野新町４丁目８番14号　ハイツまるいＮＯ130―201号
債務者　春木　友美（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第４号
北海道苫小牧市豊川町３丁目13番20号
債務者　松野さつき
1　決定年月日時　平成25年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第２７号
北海道苫小牧市光洋町３丁目12番18―70号
債務者　長利久美子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成25年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第３２号
北海道苫小牧市光洋町１丁目８番８号　ボナール103
債務者　門脇　美幸
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部